

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会記録簿

(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 6年 4月 19日 (金)	10時00分	開会	
	令和 6年 4月 19日 (金)	11時40分	閉会	
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者15名中、15名出席			
出席議員	大下 正幸	児玉 史則	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	新田 和明	芦田 宏治	山根 温子	
	先川 和幸	石飛 慶久	山本 優	
	熊高 昌三	宍戸 邦夫	秋田 雅朝	
	金行 哲昭	—	—	
	—	—	—	
欠席議員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	高藤 誠	事 務 局 次 長	藤井 伸樹
	総 務 係 長	日野 貴恵	総務係主任主事	山口 渉

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種審議会委員の選出について ・その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 全員協議会案件について (2) 庁舎内廊下での撮影について (3) 事務局から報告・連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・議員互助会の会計報告について ・令和5年度のコピー代について ・市議会におけるハラスメント防止研修動画の掲載について ・議員間討議事項について
-----------	--

1. 開会 【10:00】

○児玉副議長

定刻になりましたのでただいまから全員協議会を開会いたします。

開会にあたりまして議長より挨拶をいただきます。

2. 議長あいさつ

○大下議長

4月の全員協議会ということで、よろしくお願ひいたします。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○児玉副議長

それでは会議日程に沿って議事を進めて参ります。

これより議長報告等に入ります。

議会の動きについて、議長より報告をいただきます。

○大下議長

3月24日、川根小学校の閉校式に出席しております。28日、芸北広域環境施設組合議会へ出席しております。31日に令和5年度安芸高田市体育協会の表彰式並びに臨時総会へ出席しております。4月17日に広島県市議会議長会定例会へ出席しております。その中で役員改選で会長に広島市の議長、それから副会長として竹原市と安芸高田市が就任しました。それと臨時会が今年安芸高田が受け持ちということで10月にここで臨時会を開く予定になっております。報告としては以上ですが、他に不適切なツイッター、並びにYouTube、不審者などの件がありまして、これを警察へ相談をしておりますので、報告をしておきます。

○児玉副議長

ただいま議長から説明があったとおりですが皆さんから何か質疑ございますか。

○南澤議員

今の最後の不適切なツイッター、YouTube、不審者というのをもう少し詳しく教えていただければと思います。どういった内容を警察に相談されてますか。

○大下議長

内容についてはここで説明するつもりはないですけど、個人的な顔写真が載って、許可もなしに出ておるといふ内容もありますんで、ツイッターについては、YouTubeにしてもしかり、前回、逮捕された案件がありましたけど、そういう状況もありますので、一応警察には相談をしております。

○南澤議員

何を以て不適切とするか、そういったものにどう対応していくかということについて、今議長が対応して下さったんだというふうに思うんですけども、議会全体として対応する必要があるのか、それとも議長に一任して対応していくのかそのあたりは何かお考えがありますか。今、議長が対応して下さったんですけども、苦情というか取り下げだったり、その投稿を消してもらうとかそういう対応が必要なものの中にはあるんだろうと思うんです。そういったものを議会として対応していく必要があれば、それを協議した上で基準を設けて、厳正に対応していくべきではないかなと思うんですけども、そういったことを議長一任でやっていくのか、議会としてそういう対策委員会みたいなものを設けて対応していくのか、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

○大下議長

基本的には協議をするつもりは一切ありませんし、出された人からの相談があって、警察への相談というのはしておりますんで、それを皆さんの了解を得るつもりも全くありません。

○熊高議員

南澤議員と同じ内容なんですけど、今、議長おっしゃったけども、一切相談も説明も何もしないというような言い方だったと思うんですけど、じゃあここへ報告相談することもないと思うし、逆にそ

の他の項でも庁舎内廊下の撮影というようなこともありますけども、だから我々は議員として公人であるということで、報道の自由とか、いろんなものの法的な根拠があって、議長言われることを整理する必要があるんじゃないかなという気がするんで、誰が何を基準に判断をしていくのかというのは、議会の中で明確にすべきだと私は思いますんで、その辺は協議をいただきたいと思いま

す。

○大下議長

基本的には最初言ったように、ツイッターに許可もなしに顔写真を出すこと自体がもうおかしいと思いますし、YouTubeにしても然りですよ、名誉毀損ですよこれは。それを個人的に相談があって出したということですよ。別にそれ以上のことはないです。

○山本数博議員

これに関連して、知って欲しいんですが、去年の9月の件、身の危険を感じるという分ですね。あれは個人的に安芸高田署に相談したんですよ。そしたら、あなただけが相談してもらっても困ると。全部議会を通じて出してくださいと、こういう話だったんです。そこへこのメンバーの中で基準を設けるとするのは難しいんじゃないかと思うんです。名誉毀損なんかは、事件性があれば警察は取り扱うという話だったんですね。それに該当するかせんかは、警察の判断に委ねる以外ないんです。この中で話し合って基準を決めて、これは個人で言ってもらおう、これは議会ですべきだ、こんな問題じゃないと思うんですね。当事者として、経験からして、議長を通じて警察へ言ってもらおうと。事件性があれば対応してもらおうと。こういう格好でやってもらわないといけんというふうに思います。

○熊高議員

私が申し上げたのは、ここでいろいろ協議をしてどうこうするというんじゃなし、山本議員の言われる去年のようなことは当然のことだと思うんですよ。だからそういうことは、警察というのは法的な根拠に基づいて動くわけですから。法的な根拠に基づいて、ここの中で一定の整理をしておく必要があるんじゃないかということなんですね。だから公人であるものが、例えばYouTubeの画像に個人の顔もいっぱい出ています。議会の状況というのはYouTubeで既に流れてるわけですね。それは公人としての議会の広報として流れるわけですから。

その部分も含めて、どこからどこまではいいのか悪いのかというのは、報道の自由とかそういうこと、その基準もあるじゃないですか。だからその辺を明確にして欲しいということなんで、我々がこうしようああしよう決める、その根拠は法に基づいてやるべきだろうということをお願いしたんで。そのことを共有した上で確認していこうという趣旨のことなんで、誤解のないようお願いしたいと思います。

○金行議員

今熊高議員が言われたように、法的なものであるし、それを含めて議長は全部は言わないと言われたんですが、議長もこれはみんなに報告しないといけんということは報告するし、個人が個人で出したことは、個人の思いですからね。個人としては思って、議長に相談して、議長が出されたということも汲み取ってあげないけんということで。議長は全て言わんということじゃなく、こう出しますと今日報告があった。熊高さんが言われた法的なことで違反してるんじゃないから、後にも出とるような、庁舎内の撮影等は、やっぱり吟味する必要があると思います。

○大下議長

報道の自由というのと、勝手なことで人の悪口を出すというのは全然違いますからね。そこらのことがあるから、法律的にどうこうじゃないというふうに思います。

○田邊議員

先ほどの山本数博議員の話で、警察に案件を持って行く時は議会を通して出して欲しいというふうなことがあったということだったんですけど、今後、個別で何かそういった書き込み等があったときに、警察に持って行って、いやそれはやっぱり議会を通して出してくれという場合においては、議会に対して動いて欲しいと相談してもいいと解釈したんですけどそれでよろしいですか。

○大下議長

警察からもそういう指示がありますので、是非ともそこらは相談していただきたいというふうに思います。YouTube へ出される方もおられると思いますけど、気をつけて出していただきたいと思います。

○田邊議員

議会の公式 YouTube、あれは申し合わせ事項で任期までが公開となっていると思うんですけども、切り抜き動画で拡散しているものに対して、任期が終わった後、議会の YouTube は動画落とすと思うんですが、切り抜き動画に対して削除依頼をするのかどうかというのは、今後の検討課題ではないかなと思うんですけども。その辺は今後協議として必要ではないかと。今日すぐ答えが出るものではないんですけども考える必要があると思うんですけどその辺はどうでしょうか。

○児玉副議長

個人で発信をされている部分ということ。

○田邊議員

議会の YouTube 中継で今出てるものが、任期が終わった時に議会としては落とすんですが、切り抜きで残ってしまうので、それを削除してくださいという依頼を出すのかどうか。

○高藤事務局長

今、切り抜き動画のことで話がありましたが、どこにどういうものが出ているか状況が把握できていないことがあります。ですから、できるものもあるかもしれませんが、できないのもあるということなので全部消すというのは事務局としても難しいんじゃないかとは思っております。

○熊高議員

Google なんかも今問題になっておりますよね。だからそういうことも含めて、今の情報化の時代なんで、我々も認識をきちっと持つ必要があるし、法的な根拠に基づいて、いろいろ取り組みをするということに、結果としてはなるんだと思うんですよ。

だから今事務局長おっしゃったように、どこからどこまでできるけどどこからどこまでできん。今の Google でも裁判だったけど、公的な機関が削除するというニュースがありますよね。そういう最新のニュースも含めて、法的な根拠が、SNS の情報についてはいろいろ課題もあるわけですよ。だからそれらのことを、やはり法的な根拠に基づいて我々が認識しておいて、いろんなことに対応していく必要があるということ、先ほどから申し上げてるんで。

そこらを実感的にこうだああだということ言っても、結果的に法的にどうなのかということになってくるんで、そこらをきちっと事務局も交えて整理をしていく場が必要じゃないかなという気がするんで、そのことを総括的にやっていただきたいということです。

○児玉副議長

いろいろご意見ありましたけども SNS は今、活用が活発化されていてルールが追いついてないのが実情だろうと思うんですが。AI なんかもひっくり返るとどんどん作られた動画は拡散してますんで、当然法規制は入ってくるでしょうし。先ほど熊高議員言われた堀江さんとか前澤さんも顔を使われて株式投資の詐欺に遭われる方も結構出るとのことなんで。当然今から法規制は入ってくるんだろうと思うんですが、規制は今からできてくるんだと思うんですが、そこらの動きをしっかりと見ながら、それから今の時点で被害に遭われた方は自分で考えられとったら、まず議長に相談していただいて、それから警察に持っていかどうかという議論になろうと思うんですが、いずれにしても、そこらしか今のところ対応が取れないんじゃないかと思うんで。たちまち議長に相談していくということを皆さんで意識を一致しといていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○熊高議員

それでよろしいと思うんですが、それを置かずに、きちっと任期が来るからといってまた先延ばしせずに、できることは素早くやっていくように取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

○新田議員

上位法が恐らく間に合っていない状態なんで、ということは議会内でルールをある程度作っておくということも、今後必要ではないかなと思います。上から被されたらそういったルールも飛んで

しまうということではなく、客観的に見てこういう方向を取ろうというところも、議会内でひとつ検討の余地があるのかなとは、今見る中では考えています。

○児玉副議長

熊高議員がおっしゃったことと同じようなことになるだろうと思うんですが、置いておくということじゃなくて、都度課題が出れば、やはり議会内でどう対応していくかというのは今からおそらく詰めていく時代になるんだろうなと思います。

今現象が、個々に表れてきているのがやっぱり個人に対しての攻撃みたいになってますから。その辺を情報収集して、どういう形態で進めていくかというのは大きな課題で皆さんも認識されとるんだろうと思いますんで、その辺またいろいろ課題が出れば、協議会の場で皆さんで議論していただければいいんじゃないかなと思っておりますがよろしいですか。

○南澤議員

今、議論を聞いてると表現の自由と名誉毀損の辺りの兼ね合いがどこで線が引かれるのかということと、また我々公人ですので、公人の肖像権の問題だったり、公人の発言、当然批判の対象にもなるんですけども、それが事実に基づくものなのか、事実に基づかないものなのかそういった辺りが判断基準になってくるんだと思います。

そういったことを法的な立場から、一度、全員で共有するような場が必要なんではないかなと。つまり、法的な専門家に研修を開いていただいて、我々で認識を揃えていく必要があるんじゃないかなと感じるんですけども、そのあたりご検討いただければと思います。

○児玉副議長

おっしゃるとおりそこらの課題、非常に大きいと思うんで、これは時間をいただいて、その辺のところは相談してみたいと思いますんで、そのように進めさせていただきます。

そのほか皆さんから何かございますか。

(なし)

(2) 委員長等報告

○児玉副議長

続いて、委員長等報告に移ります。

各委員会等の報告がありましたらお願いいたします。

○山本優議会運営委員長

3月22日に臨時議会について、日程と議案について検討いたしました。

○芦田総務文教常任委員長

先般報告しておりました、JR 芸備線再構築協議会の勉強会についてですが、当初予定していた3月29日が臨時会で中止になりましたので、県と国土交通省と再度すり合わせをし、5月24日の金曜日の午前中で、今現在調整をしております。詳細については、また通知いたしますが、取り急ぎ報告させていただきます。

○山根産業厚生常任委員長

(なし)

○石飛予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

ただいま議会広報の第81号編集中であります。ただ執行権の中の執行予算については、また事務局から説明があると思うんですが、我々がそこへ関与するというのは難しいところなんで、まずはどんな形で発行するのが今できることなのかということを探しながらやっておる段階です。

○芸北広域環境施設組合議会 熊高議員

3月28日の14時から議会が行われまして、令和6年度の本予算の審査等が中心に行われました。質問等も特にありませんでしたし、本議会是一般質問が特に設けられておりませんので、一般質問を兼ねて質問をしてもいいということになったんですが、それもありませんでした。そういった審議状況でした。先般から三次市等の施設の改修計画の検討に入るといってもありますが、そこら

も含めて、三次が入る入らないは別にしても、副管理者の挨拶であったんですが、どちらにしても芸北広域の施設の方向性を早急に出す必要があるというようなことで、締めくくって終わっております。

○秋田監査委員

3月25日に定例の例月出納検査を行いました。それからその日の協議事項として、安芸高田市監査委員監査基準の一部改正ということで協議いたしまして、これは文言事項の変更でございました。それからもう1点は、2024年度年間監査計画について協議いたしました。

○児玉副議長

ただいまの委員長等報告に対しまして皆さんから質疑等ございますか。

(なし)

ないようですので、以上で委員長等報告を終わります。

4. 協議事項

(1) 各種審議会委員の選出について

○児玉副議長

続いて協議事項に入ります。

各種審議会委員の選出について事務局より説明を求めます。

○高藤事務局長

それでは各種審議会委員の選出についてご説明いたします。資料の裏表で2件の依頼が来ております。

1件目は、令和6年4月16日付で、政策企画課より、安芸高田市総合計画審議会委員の推薦について依頼がありました。本市では、総合計画に関し市長の諮問する事項を精査審議するため、安芸高田市総合計画審議会を置くことと条例で定めております。人数は2名。任期は令和6年7月1日から審議終了の日までです。前回は各常任委員会の委員長が選出されております。

2件目は、令和6年4月16日付で、危機管理課より、安芸高田市防災会議委員候補者の推薦について依頼がありました。本市では、災害対策基本法の規定に基づき、安芸高田市防災会議を設けており、同会議条例の規定により、市議会から2名委員を選出することとなっております。任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日までです。前回、前々回と、正副議長が選出されております。選出についてのご協議をお願いいたします。

○児玉副議長

ただいま事務局長から、総合計画審議会の委員、防災会議の委員の推薦ということで説明がありましたが、総合計画は常任委員会の総務文教、産業厚生委員長。それから、防災会議は正副議長ということで、過去そうでしたがこれはそのまま同様に進めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは異議がございませんので、そのように進めさせていただきます。

5. その他

(1) 全員協議会案件について

○児玉副議長

それでは協議事項を終了し、その他報告事項に移ります。

まず全員協議会の案件について、事務局の報告を求めます。

○高藤事務局長

それでは、全員協議会案件についてご報告します。令和6年4月8日付で石丸市長より、全員協議会案件についてということで通知が来ており、皆さんにも配布させていただいております。

意見聴取を行いたいという旨の内容で案件は、議会だよりの予算について、認定こども園の旧田んぼアート公園予定地の整備についての意見です。

これについて、4月10日に文書にて意見聴取を受けない旨の通知を返しております。理由としてはこれまで同様謝罪の意向がないためとなっております。また、3月の全員協議会において、南澤

議員よりご指摘のありました、全員協議会案件についての経緯のまとめについて資料をお配りしております。赤字部分が市長通知、緑の字が通知への対応、青字が全員協議会、黒の太字が議会運営委員会です。

現正副議長が就任以降の全員協議会案件についての市長通知、それに対する動きについてのまとめをしております。今後の議論の参考にさせていただければと思います。ご対応が遅くなりまして申し訳ありませんでした。

○熊高議員

これもいつものことですが、市長からの全員協議会での意見聴取。断った理由が謝罪がないからということで、今も報告されたんですが。以前の本会議で謝罪すべきは、正副議長でしょうという正式なコメントがあるんですね。これをどんなふうにとらえていくのか、あるいはそれを含めて協議をしないといつまでたってもこの関係というのは修復されないと思うんですね。市長は議会が謝罪すべきだというふうに言ってるわけで、議会は市長が謝罪すべきだろう。だからそのすり合わせをしないと、いつまでたっても直らんと思いますが、そこらをこれまでと同様の議論になるんだと思いますけども、同じような形で返していくというのは、ある程度協議をするという場を持つべきだというふうには私は改めて思いますけども、いかがでしょうか。

○児玉副議長

今事務局がまとめていただいた、全員協議会案件の経緯。これはまた改めて、今後、市長との対応を進めていく上で議論したらどうかという熊高議員のご意見ですが、皆さんから何かございますか。

○南澤議員

事務局でまとめていただいてありがとうございます。

ただこれ令和3年1月19日、一番上ですよ。この全員協のときに、案件が10個あってそのうちの4個を退けて全員協議会を始めた時のやりとりの中で、もちろん席を立てて出ていったのは執行部、市長サイドですけども、そこに至る経緯の中で議会側に不備が全くなかったのか。説明を市長求めたときに、説明をせずにそのまま会議を進行させて、それに対してそんな進行の仕方はないだろうということで執行部が席を立ったというふうに認識しているんですけども、そのことの説明がないし退けるなら退ける理由をやっぱり伝えなければいけないけれども、執行部が立った後に穴戸議長がその理由を述べたというふうな経緯があると思います。

その辺りをもう1回我々として検証して、どこから関係性を紐解いていくのか、もう1回関係性を紡ぎ直していくのかということを考えなければいけないと思います。資料作ってくださったんですけど、その部分の認識を共有して対応を考えていかないと、先に進めないんだと思うんです。そこが今回の資料にはないので、ぜひその辺りも含めた資料をもって検討する必要があると思いますので、再度資料をお願いしたいなというふうに思います。

○児玉副議長

令和3年1月19日の件というのは一応皆さんでこれまでも話をできて、一定の結論が出たという判断でこの後まとめていただけてます、経緯を。問題は先ほど熊高議員がおっしゃったようにこういう経緯に基づいてさらにこれからどうしていくかっていう議論があるかと思いますが、令和3年1月19日の件はこれまでも長く議論してきましたし、意見調整をいろいろ行って最終的に私は結論が出たと思ってるんですけども、認識はそれでどうでしょうかね。

○熊高議員

副議長おっしゃるように、そこは結論出てるんですよ。議会としてはね。ただ市長は、議会が謝るべきだろうと改めて言ったわけなんで。その意見を聞いた以上は、全然噛み合っていないんだってのはそれでわかったわけですよ。

だからその噛み合っていないのを噛み合わず議論をしないと、いつまでもたっても、接点がなくなっていくんで。だから副議長おっしゃったように1月19日の中身についてはもう確認できたんですよ、議会としてはね。ただ市長としては、議会が確認した中身とは違う見方をされて、謝るべきは議会だろうと言われたんで、その接点をどこかで持たないと、いつまでたっても、双方が、いや

私は悪ないんじゃ、お前が悪いというやりとりばっかしじゃ、全く言論の府である議会としては、どうなのかなというふうに思われてしまうんじゃないかなということで、接点を持つべきだろうということです。

○大下議長

この3年1月19日以降について、市長に返したのは、これは議運で揉んでもらって出た内容、これ熊高議員が議運の委員長の時だったというふうに思います。そこで謝らないと認めないという結論がそこで出ておりますんで、もうこれは随分前のことですから、ましてやこの全員協の意見聴取ということが、議会だよりの予算についても、こども園についても議場で決定した内容ですので、そこはもうやる必要も全くないというふうに、僕は判断しますけど。基本的には議会運営委員会でそういう判断はされておりますんで。皆さんも分かっと思っていただきたいと思います。同じことの繰り返しをずっとやってきてるんですよ。

○金行議員

今、議長が言われたようにその分はもう、お互いの議会の立場と執行部の立場はございますが、それより今から将来のことを考えて、市長との対話、全員協というのをお互いに認め合ってやっていくことが、私は前提だと思うんですが、皆さんどう思われますでしょうか。

○熊高議員

基本的には同じ意見になるんですが、先ほど議長言われたように、私も議運の委員長の時に、副議長も副委員長だったかな、一緒にやってその結論が出たというのは議長おっしゃることは間違いないんですよ。

それ以後、市長の見解を聞いたら、我々が考えとった見解と違うという質問に対する答弁をしたんですね。だからそこからまた始まるべきことだろうと私は思うんで、あえて今言っておるわけで。だから、議会の経緯というのは、議長おっしゃること間違いだとは私は言ってませんよ。

だからそのとおりなんで、さらに市長の考え方を聞いたら、またそこで違うということなんで、そのボタンの掛け違いをかけ直す機会が必要じゃないですかということ。今金行議員もおっしゃったような形が必要じゃないかなということで申し上げます。

○秋田議員

今までの経緯の中でいろんな議論もされてきた。議会としてはもう謝罪をしない限りは受けないと決まったんだと今、いただいておりますが、全くそれは違いはないと思います。

ただ、大事なのは、市長選も7月28日にありますが、これから2ヶ月しかない中で、こういった全員協議会を、執行部なしにやっていくのがいいのかどうかは、その次の市長が決まってからという話よりも、以前にきちんと話をしておくべきであると思います。

であるならば、やっぱり何が問題なのか、今の意見の食い違い、ボタンのかけ違いということがございましたけども、そういったところをやっぱりきちんとしとかなないと、うやむやで終わってしまうような気がしますし、私は全員協議会はきちんと執行部とすべきだと思っておりますんで、そうした今からの協議、話し合いをしていただきたいと思います。

○山本優議員

市長は全員協には今後出ない、委員会主義でやるとははっきり発言されておりますので、全員協には行かんとはっきり言っと思ってんですよ。

それを今まで全員協で意見聴取と言ってるんですが、皆さん聞いてるのははずですよ。委員会主義で全部委員会で説明するというのは市長自ら言っとはずです。全員協で出て説明する必要ないから委員会でやりますというのは聞いていただろうと思うんですよ。

だからこれから、全員協でなく、退席した理由をはっきりと宍戸議長の時に、相手に伝えているわけですから。その後から、また、熊高議員が言われたように市長が違う意見を言われたというのはまた大分後の話ですから。関係ないと思う。もう市長自らが言われとるんですよ、委員会主義でいくと。

全員協は出なくてもいいということをはっきり言われとる記録があるはずですが。そういうところで、今から市長と話し合いをしないといけない、選挙がどうだというのは問題すりかえになると

思います。

○児玉副議長

おっしゃるとおりでこの議会の見解は、市長の謝罪がないと、全員協議会への出席は認めないというのが公式の見解で、皆さん一応それで認識されとるというのが大前提だろうと思います。

その上での議論ということになってるんだと思うんですが、基本的にはその考え方が変わるんかどうかといったら変わる要素がないんじゃないかなと思うんですが、このまとめを見ていただいて、皆さんがどういう判断されるかですが、今のところの安芸高田市議会の公式見解としては謝罪がないと、出席がかなわないということが皆さんの共通認識だろうと思うんですが、そこでもよろしいですよ。

一応そういう具合に認識させていただいて、その上でこの経緯を見ていただいてということになりますけども、これをどういう目的で確認をされるかになるんですが、少なくともその流れの中でこういう回答が常に続いとるとというのが今の実情ですよという資料になろうかと思えます。

○金行議員

謝罪がないからということもその時のそういうあれもあつたと私も認識しておりますが、その謝罪をするための話をしようということも含まれとるんじゃないかと思って、もうちょっと前向きな考えで話し合いをするべきでないか、謝罪がないから言ったら、それまで全然話をするなど、委員会方式でやるということも私も聞いておりますが、一応全員協会で話をしようじゃないかということが出るとるんだから、私は前向きに受け取るべきだと思います。

○秋田議員

今、金行議員がおっしゃったことも含めて、やっぱり一番大事なことはさっきも言いましたけども全員協議会に執行部と一緒にそれをやっていくのかやっていかないのかということをも前提に考えたら、今きちんと解決しとかなとそれもうやむやになっていくんじゃないかということ、私はきちんとそこを整理すべきだという考えでいます。

○南澤議員

1 点先ほど大下議長が、謝罪がないと全員協議会で扱わないという話は、熊高議員が議運の委員長だった時だという話をされたと思うんですけど、時系列を見ると、令和4年12月はもう委員会が改編されているので、熊高議員は議会運営委員会の構成員の一員として参加されていて、委員長は多分山本議員だったというふうに思いますので、そこ記録が残ることだと思うので、指摘をさせていただきたいと思えます。

全員協会で市長と協議をするのか、委員会でやるのか山本優議員がおっしゃったとおり、かつて宍戸議長だった時にそういう話をされていると思えます。それでもいいと思うんですけども、であれば、やっぱり例月開催を委員会として基本としてやっていく、その中で報告するタイミング、報告だったり意見を聴取したりすることができるような体制を、我々として構築していく必要があるんじゃないかなと思えます。

一番の問題は、やっぱり我々聞いてない、議案としてポンと本会議の1週間前ぐらいに議案がきて、そこから審議するんでは、やっぱり住民に説明する時間も意向を確認する時間もないと、それが我々が意思決定する上で、一番の問題点だと思います。

事前にこういう案件が進んでるんだという情報をとって、それについて住民の皆さんに話を伝えて皆さんのご意向を確認する、あるいは必要であれば説得をするという時間が必要で、それができるような体制をいかに築いていくか、全員協議会でもいいですし、委員会でもいいと思うんですけど委員会であるとすれば例月開催の方向を考えないといけないんじゃないかなと思えます。そのあたりの検討を皆さんと行いたいと思えます。

○大下議長

今、南澤議員が言われた、山本委員長の前が、熊高議員が議運の委員長だったわけですよ。そこでもう決定は出てるんですから。これには出てませんけど。なので間違いではありません。

それとあくまでも全員協議会へ報告ならまだしも意見聴取ですよ、これ。何で意見聴取しないといけないのかということですよ。ましてや内容は議場で決定したことでしょう。意見聴取の意味がわ

からない。

○宍戸議員

我々が勘違いをしたらいけんですけれど、全員協議会っていうのは主催者は議長ですよ。それで、会議規則 166 条の別表だったと思いますが、そこにしっかりどういふことで全員協議会を開くことができるかというのが書いてあるんですよ。それ以外は、私が議長のときも一切市長の意見聴取等を受けておりません。できないことになっている、法的に。

ですから全員協議会という場合は、議会議員のためにある。市長が意見聴取するというようなことで、今までは法的に、全員協議会というのは任意の会議だったんですよ。それが地方自治法が改正されて公式になった。それ以降、全員協議会で意見聴取をしたりする、事前審査に当たる可能性が高いというんで、議会と執行部の馴れ合いというのを避けるために、公式な議場の場で、情報公開のもと、正式に会議をするのが本来の姿なんです。

ですからそこを我々が勘違いして法を無視したような形で、全員協議会の開催はしてはいかんというふうに、議員必携にもそう書いてあります。

そういうふうにして、我々の意識改革もしていけないと、全員協議会でやったら、馴れ合いで談合でやってしまいよるといふ感じに捉えられてもいけませんので、慎重な対応をする必要があるというふうに思います。だから法的にできないからしなかったんです。私のときには、そういう意味で。

○児玉副議長

この件またいろいろご意見あろうと思いますが、たちまち時系列でこれまでの流れは一応まとめていただきましたんで、これを見ていただいて。それから山本優議員からもあったように委員会だと、市長の方でそういう発言があったと私も記憶しておりますが、委員会で活発にそういうことはまたご議論いただくと、先ほど南澤議員からもありましたけども。

それから全員協議会の今の宍戸議員がおっしゃるように、議会が開催しておる会議ですよということですね。従来から私らもよく言われましたけど、事前審査になったらいかんというのは厳しく言われてましたけども、そういったところをもう 1 回、全員協議会の意義を認識しながら進めていければよろしいんじゃないかと思えますけども、この件はこれで終わりたいと思いますが、他にございますか。

○金行議員

一言言っておきますが、全て事前審査ではないということも、我々議員は頭に入れておかないといけないと自覚しとってください。全て事前審査と結びつけることではないこともありますよ。

○秋田議員

副議長のまとめ方で異論はないんですけども、さっき南澤議員がおっしゃったように、定例の委員会、毎月やろうということになればそれはそれできちんとして決めておかないといけないんじゃないですか。

確かに全員協議会は今宍戸議員さんおっしゃったように、基本条例であったり、議員必携に基づいて全員協議会のあり方、ここもきちんと私は考えて欲しいんですけども、まずは先ほど提案があった委員会、市長が出てこない執行部が出てこないことを続けていくのであれば、委員会を毎月やることも私はありだと思います。

そこへは執行部が来るわけだから、そうしていかん何と何も議論話し合いはできないと思いますよ。だから、そういうところはやっぱり手元に置かずに検討を決めていただきたいというふうに思いますけど。

○児玉副議長

今日ご意見いただく中身ですけども、これは委員会でご議論いただくかそれともここで方向性を決めていくかという議論もあろうと思います。

それぞれにまたご意見があろうと思いますが、たちまち今日のところは提案をいただいたという事で進めさせていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

また次回までに、この辺のけりをどうつけていくかっていうのは。

○熊高議員

宍戸議員おっしゃったことも含めて、南澤議員流に言えば、認識がかなり揃ってないと思うんですね。だからそこらの課題の整理をして、どこの部分はどうかということをもう一度整理せんと、かなり認識が違いますよ。今聞いた限りでは。

私はそう思うんで、その辺の整理を事務局中心にやってください。それであれば、この議論は今日は終わりたいと思います。

○児玉副議長

課題の整理ということですが、一応全員協議会に市長が説明ということは、これは皆さんもご認識一緒で、そここのところの変更を議論するという進め方ではないと思いますんで。

そういった中でじゃあ執行部の報告をどう受けるかという議論じゃないかと今思っとったんですが、それを今の委員会をもう少し活性化してその中で事前に報告していただくような、執行部からの説明ですね。そういうのを求めているような形ができんかなという提案があったんじゃないかと思ってるんですが。そういったところで言えば各委員会でもこれはご意見があるでしょうし。

全員協議会の前にはまず各委員会でそういう審議をしていただければと思うんですが。そういったところでこのところは収めさせていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○熊高議員

それである程度収めるんですけども、先ほどの全員協議会のあり方ということの認識がかなり違うと思うんですよ。

それを今日議論するつもりはないということで、事務局を含めて、その認識を全議員が揃えられるような場を持っていただきたいということをお願いして、その上で委員会主義であれば委員会のあり方をどうするかという議論にも発展して行くんでしようから。

その辺を一つ一つ押さえていかないと、同じ議論の繰り返しに当然なってしまうんで。というふうに申し上げたわけですから、その辺も含めて、副議長が整理されたんならそれでいいです。

○児玉副議長

全員協議会の今の皆さんの認識をしっかりと合わせるというところが、今熊高議員がおっしゃったことだという認識でよろしいですか、その理解で。

そうすると、全員協議会に関しましては、これは議員必携に載ってるそれが全てになるだろうと思うんですが、それをしっかりとこれからまた皆さんと共有していく必要があるんなら、そういうことを考えていきたいと思えますし。

○熊高議員

当然、議員必携なり法的な根拠があるわけですけども、その解釈の仕方がそれぞれ微妙に違って来るんですよ、結局はね。問題はそこに占めてくるわけなんで。

だからそここのところを、全員協議会のあり方が事前審査がどうなんかこうなんかという意見もあったじゃないですか。その辺がどこまでが事前審査かと、はっきり皆さんが認識を共有できているかどうかというようなことも含めてもう一度。以前もこの議論をしたんですよ。でも、やはりそういう認識の違いがあるということは、認識が揃ってないだろうと思うんで、そこらを改めて協議をいただきたいということです。

○山本優議員

全員協議会についての認識を改めようという話でございますが、各議員がもう一度全員協議会のあり方について、基本的な考え方について、もう一度熟読して理解するように努力していきましょうということで終わったらいいんじゃないかと思えます。

○児玉副議長

非常に議員個々の皆さんのそれぞれだと思っておりますが、本会議場での議決に関してもそうなんですけど、あと審議するみたいなことになっていきますけども、実際には必携上はもう本会議場で決定事項っていうのはそれで終了みたいな、そういうところもありますんで、しっかりとそこらをまず、もう1回熟読いただくとか、その上で、課題があれば言うていただくということぐらいかなと思うんですが、あるいは事務局に相談いただくとか、その上でなおかつわからないところがあれば、

ここの全員協議会で議論する場なんかだと疑問に思ってるんですが。

○南澤議員

全員協議会についてですけれども、議員必携と、この会議規則の 166 条、協議または調整を行うための場というものがそこに当たると思うんですけれども、その中で、議員必携には首長が意見聴取を行うこともできると書いてあって、先ほど宍戸議員おっしゃったのは、第 166 条では、意見聴取できないという認識を述べられたんじゃないかなというふうに思うんですけど、こういった点を考えても、矛盾点があるわけですね。

そこをこの議会安芸高田市議会はどう整理するのか、これ認識の違いというか、矛盾があるわけです。そこをやっぱり整理して、我々はこうだと決めていく必要があると。ですので、そういったことをしていく必要があるんじゃないかな。今は個々の議員の認識の違いになっているので共通見解を持つべきだと思います。

○宍戸議員

先ほど言いましたが、事前審査になる恐れがある場合は駄目なんで。だから市長が意見を聞かして言うのは自由ですよ。市長が言うてくるのは自由ですが、議会としては、事前審査になる恐れがあると、市民から疑われるようなことがあったら、議会の存在というのが、信頼できなくなるので、厳に慎めとして、議員必携には書いてあります。

○児玉副議長

いろいろお聞きしとると確かに認識の違いってのがあるんだろうなと思いますんで、そこらの整理っていうのは確かにこれはお話を聞いて、どうやっていくかは一つの課題だろうと思うんで、都度全体をとということにはならないかもしれませんが、今日出た内容に関して、また事務局と、皆さんが共通認識持てるようなまとめ方を、都度資料出していただくということで進めたいと思いますがよろしいですか。

○田邊議員

まとめの資料でお願いしたいのが先ほど山本優議員が言われたように、委員会主義でやるという意見が市長からあったということ、その認識はしてますので、委員会主義でやるって言うてるのに全員協議会に意見聴取をするというふうになっているのが、ここは矛盾してるように感じるのもしその、いわゆる執行部というか、市長側の見解、委員会主義でやるって言ったのに全員協議会に意見聴取をといるその説明が多分今までなかったと思うので、もし執行部の見解があるなら、そのまとめの資料に、その辺がどう違うのかっていうものを入れていただくと助かるなと思いますのでお願いしておきます。

○熊高議員

事前審査という言葉がさっきから出とるんで、事前審査の認識というのは、基本的には議案等が出た場合に、それを事前に審査するという意味合いで、私たちは認識をこれまでもしてきたんです。今もそういうふうに認識してます。

だからその他の議案に出ない部分を、審査というか、報告を受けて議論するということは、これは事前審査じゃないんだというふうに認識をしておるんですが、その認識さえ微妙に今違うわけですよ。そこを含めて、事務局が正確に整理していただきたいというふうに思います。

○児玉副議長

田邊議員からありました今の市長発言、あれは事務局でまた調べてもらって、記載できれば記載するようにします。

それから熊高議員おっしゃるように、認識の違いって今だけでも、事前審査と意見聴取といふとこで出てますんで、たちまち全体をとというわけにはなかなか難しいので、出た項目だけは、一応次回までにまた事務局で、皆さんで共通認識になるように、資料準備してもらいたいと思います。それでこの件一応終了させていただきたいと思います。1時間経ちましたんで、ここで11時10分まで休憩といたします。

休憩 10:59

(2) 庁舎内廊下での撮影について

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開します。

続きまして、庁舎内廊下での撮影について。この件に関しましては3月の全員協議会で、廊下で本人の許可なく撮影された動画がネットに無断で公開されたということが問題提起としてありました。現在の庁舎内廊下での動画撮影の取り決めについて、事務局の報告を求めたいと思います。

○高藤事務局長

前回の協議会で田邊議員から、廊下での撮影禁止の張り紙などの対応についての話が出たと思いますが、その件について調べてみました。

庁舎内廊下は、庁舎としての管轄ということとなります。そうした中で撮影については、庁舎管理規則での禁止であるとか、許可であるとか制限ということと関わってきます。その中身を調べてみましたが、現在この規則についてですが、撮影の制限ということは載っておりませんでした。以上が現在の状況でございます。

○山本優議員

廊下の撮影は規制できないということなんですが、撮影された人は肖像権の問題があると思うんで。その時点で、そこで撮影者に注意するか、その映像を廃止するかできるような対策をとるような方法を考えた方がいいんじゃないかと思うんですが。

○高藤事務局長

まず議員の皆さんについては公人ということで、その辺の制限がかかりません。一般の来庁者とかが来られた場合には、その方については一応私人ということとなると思うんで。こういう施設を利用するときの使いやすさとかいう関係で見ますと、そういったことも今後の検討課題ではないかとは考えますが、現在はその規制がかかってない状況です。

他市の状況も見てみたんですが、そういったことを基本的に許可ということでされている自治体もあります。それらが今後、庁舎全体としてはそういったことを、今後考えることも必要ではないかという考えもあると思います。

○児玉副議長

皆さんから何か質疑ございますか。

(なし)

廊下内での動画撮影という件は、今事務局から説明があったとおりです。

以上でこの件は終了とさせていただきます。

(3) 事務局から報告・連絡

・議員互助会の会計報告について

○児玉副議長

続いて事務局から連絡があるようですので報告を求めます。

まず、議会議員互助会の会計報告について事務局よりお願いいたします。

○高藤事務局長

それでは、安芸高田市議会互助会令和5年度の決算の報告をさせていただきます。安芸高田市議会互助会、安芸高田市議会議員互助会会計、令和5年度歳入歳出決算書をご覧ください。

細かい数字は省略をさせていただきます。まず歳入ですが、繰越金、互助会費、雑入、各種会計費等ございまして、合計が639万116円となっています。歳出は、食糧費、雑費各種会費その他合わせて76万6,864円となっています。歳入歳出の差引額、562万3,252円となり、同額を今期に繰り越しております。なお、歳入歳出の内訳につきましては、2ページ目以降の出納簿をご参照ください。以上で報告を終わります。

○児玉副議長

ただいまの説明について皆さんから何かご質疑ございますか。

(なし)

ないようですので、次の報告事項に移ります。

・令和5年度のコピー代について

○児玉副議長

2番目の令和5年度のコピー代について、事務局より報告をお願いいたします。

○高藤事務局長

令和5年度に議会事務局にてコピー機を使用された議員の方へ納付書を配布しております。会計課窓口での納付をお願いいたします。会派使用分については、代表の方へお配りしております。可能であれば、本日納付をお願いできればと考えております。よろしくをお願いいたします。

○児玉副議長

この件は質疑ございませんね。

(なし)

・市議会におけるハラスメント防止研修動画の掲載について

○児玉副議長

続いて次の報告事項に入ります。

市議会におけるハラスメント防止研修動画の掲載について、事務局の報告を求めます。

○高藤事務局長

令和6年4月2日付で全国市議会議長会より、市議会におけるハラスメント防止研修動画の掲載についての通知がありました。全国の地方議会議員のコンプライアンス意識向上のためとして、議会3団体がハラスメント防止に係る研修動画を作成しております。全国市議会議長会の議員ページへログインいただければ、動画閲覧が可能ですので、ご参考までに周知の方させていただきます。よろしく申し上げます。

○児玉副議長

この件は何かご質疑ございますか。

○南澤議員

今、ログインという話があったんですけども、ログインは何かアカウントだったりパスワードだったりというのがあるのでしょうか。

○高藤事務局長

ログインについては、どのようなアカウントがあるのかを確認してまたご報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。大変失礼いたしました。

○熊高議員

いいことなんですけど、全体で最近研修会等やってないんで、これを基に研修会の時間を設けたらいかがかと思えますが、どうでしょうか。

○児玉副議長

今、熊高議員がおっしゃったのは、この研修動画をみんなで見るということですか。

○熊高議員

これを含めて、どういうふうにするかというのは研究が必要でしょうけども、基本的にはこれがあるので、これを中心に研修会をしたらどうかという提案です。

○児玉副議長

今のハラスメント防止研修動画に関して1回皆さんで集まっていたらどうかというご意見もございますし、皆さんから何かご意見ございますか。

(なし)

事務局と相談させていただいて、皆さんでできる機会があれば、その時間を取ってまた開催の方も検討させていただきたい。

○熊高議員

機会を作ってください。

○児玉副議長

その辺のところは事務局と相談させていただいて、また皆さんに報告させていただきたいと思いをします。

○山本優議員

議長会ホームページ、これからできるんだろうと思いますよ。暗証番号いらんでしょう。

○高藤事務局長

こちらのQRコードだけでは入れないと思うんで、また調べて先ほど申しましたように連絡させてもらいます。

他に質疑ございますか。

(なし)

続いてその他の項で事務局報告事項ございますか。

・(追加日程) 令和6年度安芸高田市一般会計予算に係る執行保留について

○高藤事務局長

先ほど、広報委員長の説明の中で事務局からの説明の話がありました。その件で報告をさせていただきます。

先般、令和6年4月1日に執行部から、令和6年度安芸高田市一般会計予算に係る執行保留についてという事務的な連絡が来ております。これは現在の予算がついておるもの、議会費の議会広報事業の印刷製本費199万4,000円を執行を保留しますという通知でございます。

それで予算執行を留保する理由としましては、議会広報誌、議会だよりは不正確な内容があり、市民に議会の実態を正しく伝える役割を果たしておらず、議会基本条例に反しているためということです。

保留解除の条件として、議会だよりに虚偽を含む不正確な内容があるため、これに対する是正を措置することということで、事務的な執行保留がきております。正式に市長から議長宛の文書というのはまだ来ておらんのですが、こちらは現在企画部に確認をして、出していただくようにということは伝えておりますが、まだその後はついておりません。以上が現在の状況で、執行留保となっていることをお知らせさせていただきます。

○児玉副議長

この件に関しまして何か質疑はございますか。

○山本数博議員

今日の新聞で見たのは、審査請求を市長は県知事へ上げとるんで、今の案件は自動的に執行停止になると思うんですね。それは別の話だろうと思いますが、今の予算の執行は停止されたいうんでその考えでいいんじゃないですか。

○高藤事務局長

県の審査請求は行われたんですが、予算は執行停止になっているということは今のところありません。まだ、その中での審査が決定して、それにもって決まったらどうなるかというのがわかるんで、今はまだ現状のままです。修正したままの予算が執行中ということになります。

○山本数博議員

今の説明は、県が審査請求を受けるか受けんかまでは、予算の執行停止にならんという考えですか。

○高藤事務局長

今は、受けるか受けんかはまだ決まってないんですが、受けたとしてその中で審査をした後に決まったらその時点で、今の予算が元のままか修正後かというのが、県が裁定を下すんで、それによって決まります。今は現状のまま、修正案のままで動いております。

○新田議員

今の説明聞く中で、例えば今、広報を紙で発行できないというていで、じゃあどうするかということは議論まだ途中であるんですけども、今議会事務局の職員、一緒にやっていますけども、職員を使うっていう人件費等々はこの内容には含まれてないということの理解でいいですか。

○高藤事務局長

そこまでは執行停止かかっておりませんので、職員人件費というのは元から義務的経費についておりますので、そこは問題ないと思います。

○南澤議員

企画部名で、議会事務局に来てるかと思うんですけども、企画部に執行停止というか、そこを止められるという権限があるんでしょうか。

○高藤事務局長

今回の事務的なものなので、たちまち4月1日に、こういう状況があるということを伝えたいということで、この執行保留についてということでもってあげられました。正式なのは本来来べきなんですが、まだ届いてないのが現状です。

○山本敦博議員

今、事務局長が言われるのは理解できんですが、今市長が不服があって、再議にかけて、その再議でもって結論がまだ不服がある。それで、県知事へ申し出ることができる部分の条項を利用して申し出たんですね。係争中なのに、予算の執行はできるという考えでいいんですか。今、事務局にあげてきとるのは、しないよととるんじゃないけど、それがなかったら、今でもできるということになるんですか。

○高藤事務局長

予算上、議決が出ておりますので、それが今正しく動いてるという状況なんで、県の裁定が出るまでは、それは今の予算で動けます。

○山本敦博議員

聞いたか読んだかなんかして、今の再議にかけて、その時点で結論が出たら執行できると聞いたんですよ。ただ、再議が不服として、県知事へ申し出ることが出来る。この条項を利用して申し出た場合は、執行は停止すると読んだような気がするんですが、それはもうないんですか。

今言われとるのは、係争中にもかかわらず、停止という案内が来てなかったら使えるということで進めていって、裁定が違法ということになったら返さないけんということになるんですが、これ問題ないんですか。

○高藤事務局長

私が聞いた中では、今の予算をそのまま使えるということです。それでも今後県の裁定が出て、今の修正可決した予算がいけないということになると、それは一応全部駄目になると。そうした場合には、暫定予算を組まないといけんという話は聞いております。

ですからどちらにしましても、今の予算はそのまま執行できるということは聞いております。

○山本敦博議員

今の事務局長の話は全体予算を言ったような気がする。修正案についてのみ停止になると理解しどるんですけど。

○高藤事務局長

修正案の部分についても、執行はできると聞いております。

○金行議員

広報の人は広報を出す事務処理は全部しとっていいって理解するんで、山本委員が言ったそれまでは広報は一時そういうことはできませんよって。県にいつ90日以内だったか、それからまた次の裁判、国の方にして、その時に暫定予算を組んでいくと、私は認識しとったんですが、私の認識違いか、今局長言われるよう、広報の人は大変でしょうが、そのまま普通どおりやってもいいと理解させてもらってもいいんですか。

○熊高議員

事務局と執行部で整理したものを文書で配っていただければいいんじゃないですか。手順がいろいろあると思うんで、ここでわからん議論しても、また中途半端になるんで、正式に調べた上で、文書で通知してください。

○児玉副議長

皆さんの具体的にどう進めていけばいいかというのは難しいような状況になっている、特に広報

委員が困ってだと思っんで、今のような見解がいろいろ明確なものがしっかり出せるんなら。広報委員にどう説明してあげるかになるけども。

○高藤事務局長

財政課にも確認しまして、その辺で予算の流れがどうなっとるか、今の現状がどこになっとるかというのは、今後どうなるのかということも含めてそういった資料を考えてみます。

○児玉副議長

今の局長の説明だと、今の予算がそのまま生きとるということになるんで、広報の方は当然進めようと思うんですが、途中でこれがバツになった時に補助金どうなるのかみたいなことになるだろうと。

○秋田議員

今、広報を広報委員が集まって作ろうってのは、今の予算の関係の紙媒体は除いてどっちにしても出そうという前提でやってもらいよるんでしょ。だから出し方は、紙媒体になるかならんかはその予算次第なんで、出すということは前提なんでしょう。そこだけ確認させてください。

○新田広報特別委員長

最終的に議長決裁になりますけども、どうやったらこれが皆さんの目に留まるような形で出せるかということ、今委員内で検討している途中でございます。

○芦田議員

議会広報は80号まで紙媒体で出してますよね。予算が執行できないのならホームページで対応するというのは、その時点で執行部に屈したように私は思っんですよね。あくまでも議会としては、紙媒体での発行を貫くべきだと思いますけど、特にホームページで出すことになると、パソコンを使わない人には、議会だよりそのものが見ることができないわけなんで、私は紙媒体で81号が出るように、徹底的にやるべきだと思います。

○児玉副議長

いろいろなご意見がありますが、一応先ほど局長から説明があったように、執行停止になってるんで、予算は今のところないということですよ。

暫時休憩とします。

休憩 11:30

再開 11:33

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

今安芸高田市の議会だより予算の関係の議論を休憩中いただきましたけども、今のところは広報委員会で予算がついとるという判断になるんか、そこは難しいんですけども、準備を進めていただく。

事務局には正式な文書が出てくるのかどうか、これは催促するのかよくわからんけども、一応執行部側の通知、情報が出てくるのを待つしかないんだろうと思いますが、たちまち広報委員会は発行に向けて準備を進めていただくということでよろしいでしょうか。

(よい)

そのように、委員会の皆さん一つよろしくお願ひいたします。

その他皆さんから何かございますか。

・(追加日程)郵便物について

○山本優議員

これは私事のことなんですけども、皆さんに報告しておきたいと思っんです。この1週間、私のところへ宅配荷物が11点届いております。すべて私が注文したことになって届いております。これはメーカーとか宅配業者に全部確認しまして、一応警察にも届けておりますが、はがきで注文されとると、そのはがきの投函場所が、三重県四日市西郵便局なんです。

私の名前をかたってそれだけのものを送りつけておるんですけども、昨日も4点来ました。まだ今日からも来る可能性はあるんですが、よその人が私の名前をかたって注文しとるという事実がありますので、これは箱を開けずに、すぐ受け取り拒否すればいいんで。開けた場合でもメーカーに私が注文したものでないというような状況を説明したら向こうも了解してくれましたんで、今後皆さんのところにそういう事案がありましたら、気をつけていただきたいと思います。私事ですが、そういうことがございますので、報告しておきます。

○児玉副議長

これは他の皆さんも何かこういう件がありますか。

○山本数博議員

去年の9月下旬から12月上旬まで三重県四日市から、10件ぐらいありましたね。生命保険が入ったり、来年のカレンダーが来たり、コーヒーメーカー来たり、全部新聞折り込みの申し込み書ではがき申し込みをされたものが送られてきました。今ないです。山本優議員に移ったんでしょう。

○児玉副議長

警察に届け出られたんですか。

○山本数博議員

警察へ言いましたが相手にされなかった。議長に回さんかったけ。

○田邊議員

昨日のことなんですけど、うちはものではなくて害虫駆除の注文を受けたという電話がありまして、全然身に覚えのない誰かが勝手に僕がその害虫駆除の依頼をしたというようなことがあったということだったので、うちは全く身に覚えがないですって言ったらそこで終わったんですけども、そういったことがありました。

○児玉副議長

何かと、安芸高田市議会は非常にそういう意味では注目されておるんでこういう被害っていうのは何かとおありかもしれませんが、被害に遭われたらぜひ事務局、議長に連絡いただければと。

議会として警察に相談というのは、これは先ほど議長もおっしゃってますが、相談に持っていかないけん事項だろうと思いますんでその辺のところはひとつよろしくお願いいいたします。

・(追加日程) 生徒議会、高校生との意見交換会について

○南澤議員

机の上に事務局の体制のことが書いてあるんですが、裏面の22番のところに、生徒議会、高校生との意見交換会とありまして、これ今期の議会になって1度も実施されてないかと思えます。もちろん、コロナ禍で実施が難しかったということがあるのは承知しているんですけども、これは事務分掌上残っているもので、これについて今後どうしていくか。コロナについては、5類になったことで開催の障壁にはならないと思えますので、この辺りを議会運営委員会なり、議長でご検討いただければと思います。

○児玉副議長

今、南澤議員より、生徒議会、高校生との意見交換会ということで、これコロナで停止しとるといことですので、再開をどうするかということですね。この辺は課題をいただいたということですのでよろしいでしょうか。また事務局と相談して結論を出していきたいと思えます。

その他皆さんから何かその他のございますか。

(なし)

6. 議員間討議事項について

○児玉副議長

次に議員間討議事項についてを議題といたします。

議員間での討議が必要な案件がございますでしょうか。

(なし)

案件がありませんので、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

7. 閉会 【11:40】